

その他賃金改善等について

2025年3月13日
日本貨物鉄道株式会社

1. 初任給調整手当

賃金規程第12条の初任給の適用を受ける者に対して支給する。初任給調整手当の支給額は下表に定めるとおりとする。

	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで
支給額	14,500円	11,600円	8,700円	5,800円	2,900円

2025年4月1日に採用される者及び採用後4年を超え5年目までの社員を対象に支給する。(但しB等級の者に限る)

2. 特別休日の増について

特別休日を1日増とし、年間58日とする。

3. 実施日

2025年4月1日とする。